

Q20 知的障害者は、学校を卒業した後、就職先はあるのでしょうか。

学校を卒業したとしても、企業就職できる人はほんのわずかです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、一定規模以上の事業主に対して、障害者の雇用率を定めるとともに、雇用率を達成しない事業主から「雇用納付金」を徴収することによって、障害者の雇用の促進を図っています。しかし、法定雇用率が1.8%とされている民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）の実雇用率は1.49%に過ぎず（2001年6月1日現在）、しかもその内の大半は身体障害者です。知的障害者の雇用率はあまりに低く、1997年4月の法改正前までは法定雇用率の算定基礎にも入っていませんでした。労働省職業安定局の調査によると、1998年6月1日現在の知的障害者の実雇用率は0.156%に過ぎません。養護学校卒業後の進路状況を見ても、福祉施設入所が6割を超え、就業できた人は4分の1程度です。福祉施設、特に本来雇用に関結する通過施設として位置づけられる授産施設での就労も「就労」かも知れませんが、実態は工賃の低さ、作業科目の少なさ、重度障害者の増大、高齢化、長期化、固定化等の問題点が指摘され、福祉サービスの名の下に知的障害者を一生施設に縛り付けているだけだとの批判もあります。

そこで、知的障害者の働く場所を親などが中心となって自分たちで確保しようと、小規模作業所、共同作業所、地域作業所などと呼ばれる法外施設が1960年代から設立され、その後数が激増し、今では知的障害者の就労の最大の担い手といってもよい状況です。（なお、近時の法改正により、10人以上～19人の小規模通所授産施設も社会福祉法人として認可されることも可能となりました。）

しかし、資金面など運営上限界もあり、さまざまな課題を抱えています。